

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸出申告</p> <p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>1-3 システムにおいては、前項の輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出申告控情報」(海上貨物(この節 1-1 の規定により「B/L 番号」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-400 号、別紙様式 M-402 号、別紙様式 M-534 号及び別紙様式 M-536 号、航空貨物(この節 1-1 の規定により「AWB 番号」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-401 号、別紙様式 M-403 号、別紙様式 M-535 号及び別紙様式 M-537 号)が配信される。</p> <p>なお、この場合、貨物の保税地域等への搬入後に行われた輸出申告については、審査区分が簡易審査扱い(区分 1)となったときは、<u>輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可等通知情報」が配信される。</u></p> <p>また、貨物の保税地域等への搬入前に前項の輸出申告が行われた場合においては、当該貨物が保税地域等に搬入された時点で、再度、審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」(海上貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-416 号、航空貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-417 号)が配信される。ただし、当該貨物が保税地域等に搬入後直ちに輸出許可となる場合については、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」は配信されず、「輸出許可等通知情報」が配信される。</p> <p>(輸出申告時の関係書類の提出)</p> <p>1-4 輸出申告がシステムにより受理され、通関業者等に「輸出申告等控情報」(簡易審査扱い(区分 1)の場合は「輸出許可等通知情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 簡易審査扱い(区分 1)となった輸出申告の場合</p> <p>原則として輸出申告控及び添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸出申告については、添付書類等に輸出申告番号等を付記して提出することを求めるものとする。<u>この場合、次のイからハマまでに掲げる輸出申告に係る添付書類等の提出期限は、輸出の許可の日から 3 日以内(期間の末日が行政機関の休日にかかる場合は、その日の翌日をもって当該期間</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸出申告</p> <p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>1-3 システムにおいては、前項の輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出申告控情報」(海上貨物(この節 1-1 の規定により「B/L 番号」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-400 号、別紙様式 M-402 号、別紙様式 M-534 号及び別紙様式 M-536 号、航空貨物(この節 1-1 の規定により「AWB 番号」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-401 号、別紙様式 M-403 号、別紙様式 M-535 号及び別紙様式 M-537 号)が配信される。</p> <p>なお、この場合、貨物の保税地域等への搬入後に行われた輸出申告については、審査区分が簡易審査扱い(区分 1)となった<u>輸出申告については、輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可等通知情報」が配信される。</u></p> <p>また、貨物の保税地域等への搬入前に前項の輸出申告が行われた場合においては、当該貨物が保税地域等に搬入された時点で、再度、審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」(海上貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-416 号、航空貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-417 号)が配信される。ただし、当該貨物が保税地域等に搬入後直ちに輸出許可となる場合については、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」は配信されず、「輸出許可等通知情報」が配信される。</p> <p>(輸出申告時の<u>提出書類等</u>の提出)</p> <p>1-4 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 簡易審査扱い(区分 1)となった輸出申告の場合</p> <p>原則として輸出申告控及び添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸出申告については、添付書類等に輸出申告番号等を付記して、<u>提出することを求めるものとし、</u>この場合、イからハマまでに掲げる輸出申告の提出期限は、輸出許可の日から 3 日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)とし、</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の末日とする。)とし、ニに掲げる輸出申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が<u>指定する</u>ものとする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(検査等の指定)</p> <p>1-5 通関担当部門又はこの節 1-2 の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門 (以下この節において「検査担当部門」という。)は、審査区分が検査扱い (区分 3) となった輸出申告については、現場検査 (関税法基本通達 67-1-7 (4) に規定する搬入前検査を含む。)、本船検査、ふ中検査、検査場検査 (大型 X 線検査装置による検査を含む。) 又は見本検査 (他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいい、<u>貨物確認 (他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。)</u>を含む。以下この項において同じ。)のいずれかに指定するものとする。</p> <p>検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「検査指定票 (申告書用)」(海上貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-404 号、航空貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-405 号) 及び「検査指定票 (運搬・倉主等用)」(海上貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-406 号、航空貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-407 号) として出力し、当該指定貨物に係る蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票 (倉主等用)」(海上貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-408 号、航空貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-409 号) として出力し、利用することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 輸出許可後の訂正</p> <p>(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)</p> <p>2-2 前項 (2) の規定により通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「輸出許可内容変更申請控」として出力し、添付書類等を添付して、輸出等許可内容変更申請の日から 3 日以内 (期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)に、当該申請控情報に表示されている通関担当部門に提出するよう求めるものとする。</p>	<p>ニに掲げる輸出申告については、税関が<u>提出を求めた場合に提出期限を指定し、提出させるものとする。</u></p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(検査等の指定)</p> <p>1-5 通関担当部門又はこの節 1-2 の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門 (以下この節において「検査担当部門」という。)は、審査区分が検査扱い (区分 3) となった輸出申告については、現場検査 (関税法基本通達 67-1-7 (4) に規定する搬入前検査を含む。)、本船検査、ふ中検査、検査場検査 (大型 X 線検査装置による検査を含む。) 又は見本検査 (他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいう。<u>以下この項において同じ。)</u> (貨物確認 (他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。))を含む。以下この項及びこの節 1-7 において同じ。)のいずれかに指定するものとする。</p> <p>検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「検査指定票 (申告書用)」(海上貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-404 号、航空貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-405 号) 及び「検査指定票 (運搬・倉主等用)」(海上貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-406 号、航空貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-407 号) として出力し、当該指定貨物に係る蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票 (倉主等用)」(海上貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-408 号、航空貨物に係る検査にあつては別紙様式 M-409 号) として出力し、利用することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 輸出許可後の訂正</p> <p>(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)</p> <p>2-2 前項 (2) の規定により通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「輸出許可内容変更申請控」<u>(審査区分が簡易審査扱い (区分 1) の場合は「輸出許可内容変更通知書」)</u>として出力し、添付書類等を添付して、輸出等許可内容変更申請の日から 3 日以内 (期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)に、当該申請控情報に表示されている通関担当部門に提出するよ</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、<u>「輸出許可内容変更通知書」</u>及び添付書類等の提出を省略できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 本船・ふ中扱い承認申請</p> <p>（本船・ふ中扱い承認申請の受理及び関係情報の配信） 7-2 前項の規定により本船・ふ中扱い承認申請がシステムにより受理された場合、簡易審査扱い（<u>区分 1</u>）となったときは「本船・ふ中扱い承認通知情報」（別紙様式 M-442 号）が、書類審査扱い（<u>区分 2</u>）となったときは「本船・ふ中扱い承認申請控情報」（別紙様式 M-440 号）が、それぞれ申請者へ配信される。</p> <p>（本船・ふ中扱い承認申請書類の提出） 7-3 前項の規定により書類審査扱い（<u>区分 2</u>）となった際に、申請者に「本船・ふ中扱い承認申請控情報」が配信されたときは、これを出力し、必要に応じて積付け図等の資料等を添付し、本船・ふ中扱い承認申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、申請を行った通関担当部門へ提出することを求めるものとする。 なお、システムを使用して本船・ふ中扱いの承認を受けた貨物に係る輸出申告に際しては、「本船・ふ中扱い承認通知書」の添付は要しないものとする。 また、システムを使用しないで本船・ふ中扱い承認を受けた貨物のシステムによる輸出申告に際しては、「輸出承認証番号等」欄に、コード「HFNO」及び当該本船・ふ中扱いの承認申請に係る承認番号を入力した場合に限り、税関から交付された当該承認書の税関への提出は要しないものとする。</p> <p>（本船・ふ中扱いの承認等） 7-5 通関担当部門は、システムを使用して行われた本船・ふ中扱い承認申請（本船・ふ中扱い承認申請変更を含む。）のうち、書類審査扱い（<u>区分 2</u>）となったものについて、審査を終了した場合には、審査終了の登録を行うことによりシステムを通じてその旨を申請者に通知する。</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 マニフェスト等による輸出申告</p>	<p>う求めるものとする。</p> <p>なお、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、添付書類等の提出を省略できるものとする。<u>この場合において、通関業者等は「輸出許可内容変更通知情報」</u>に表示されている輸出申告番号等を当該添付書類等に付記することとする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 本船・ふ中扱い承認申請</p> <p>（本船・ふ中扱い承認申請の受理及び関係情報の配信） 7-2 前項の規定により本船・ふ中扱い承認申請がシステムにより受理された場合、簡易審査扱いとなったときは「本船・ふ中扱い承認通知情報」（別紙様式 M-442 号）が、書類審査扱いとなったときは「本船・ふ中扱い承認申請控情報」（別紙様式 M-440 号）が、それぞれ申請者へ配信される。</p> <p>（本船・ふ中扱い承認申請書類の提出） 7-3 前項の規定により書類審査扱いとなった際に、申請者に「本船・ふ中扱い承認申請控情報」が配信されたときは、これを出力し、必要に応じて積付け図等の資料等を添付し、本船・ふ中扱い承認申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、申請を行った<u>税関官署</u>の通関担当部門へ提出することを求めるものとする。 なお、システムを使用して本船・ふ中扱いの承認を受けた貨物に係る輸出申告に際しては、「本船・ふ中扱い承認通知書」の添付は要しないものとする。 また、システムを使用しないで本船・ふ中扱い承認を受けた貨物のシステムによる輸出申告に際しては、「輸出承認証番号等」欄に、コード「HFNO」及び当該本船・ふ中扱いの承認申請に係る承認番号を入力した場合に限り、税関から交付された当該承認書の税関への提出は要しないものとする。</p> <p>（本船・ふ中扱いの承認等） 7-5 通関担当部門は、システムを使用して行われた本船・ふ中扱い承認申請（本船・ふ中扱い承認申請変更を含む。）のうち、書類審査扱いとなったものについて、審査を終了した場合には、審査終了の登録を行うことによりシステムを通じてその旨を申請者に通知する。</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 マニフェスト等による輸出申告</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>8-2 システムにおいては、前項のマニフェスト等による輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出マニフェスト通関申告控情報」(別紙様式M-446号)が配信される。</p> <p>なお、この場合、貨物の保税地域等への搬入後に行われたマニフェスト等による輸出申告については、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となったときは、<u>輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可通知情報(輸出マニフェスト通関)」が配信される。</u></p> <p>また、貨物の保税地域等への搬入前に前項のマニフェスト等による輸出申告が行われた場合においては、当該貨物が保税地域等に搬入された時点で、再度、審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」(別紙様式M-417号)が配信される。ただし、当該貨物が保税地域等に搬入後直ちに輸出許可となる場合については、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」は配信されず、「輸出許可通知情報(輸出マニフェスト通関)」が配信される。</p>	<p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>8-2 システムにおいては、前項のマニフェスト等による輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出マニフェスト通関申告控情報」(別紙様式M-446号)が配信される。</p> <p>なお、この場合、貨物の保税地域等への搬入後に行われたマニフェスト等による輸出申告については、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった<u>輸出申告については、輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可通知情報(輸出マニフェスト通関)」が配信される。</u></p> <p>また、貨物の保税地域等への搬入前に前項のマニフェスト等による輸出申告が行われた場合においては、当該貨物が保税地域等に搬入された時点で、再度、審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」(別紙様式M-417号)が配信される。ただし、当該貨物が保税地域等に搬入後直ちに輸出許可となる場合については、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」は配信されず、「輸出許可通知情報(輸出マニフェスト通関)」が配信される。</p>
<p style="text-align: center;">第 12 節 仕入書の提出</p>	<p style="text-align: center;">第 12 節 仕入書の提出</p>
<p>(インボイス情報の登録)</p> <p>12-1 輸出申告(特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び積戻し申告を含む。以下この項において同じ。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が、仕入書をシステムに登録して当該申告において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録が行われた仕入書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録が行われた基となる仕入書を確認する必要があると認める場合には、仕入書を書面又は<u>電磁的記録により提出</u>することを求めた上で輸出申告における審査又は検査を行うものとする。</p>	<p>(インボイス情報の登録)</p> <p>12-1 輸出申告(特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び積戻し申告を含む。以下この項において同じ。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が、仕入書をシステムに登録して当該申告において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録が行われた仕入書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録が行われた基となる仕入書を確認する必要があると認める場合には、仕入書を書面で<u>提出</u>することを求めた上で輸出申告における審査又は検査を行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 14 節 別送品輸出申告</p>	<p style="text-align: center;">第 14 節 別送品輸出申告</p>
<p>(別送品輸出許可内容変更申請控情報等の提出)</p> <p>14-9 前項(2)の規定により通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の別送品輸出許可内容の訂正に係</p>	<p>(別送品輸出許可内容変更申請控情報等の提出)</p> <p>14-9 前項(2)の規定により通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の別送品輸出許可内容の訂正に係</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る添付書類等に、訂正登録後の別送品輸出申告番号等を付記して、別送品輸出許可内容変更申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該申請控情報に表示されている別送担当部門に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、添付書類等の提出を省略できるものとする。</p>	<p>る添付書類等に、訂正登録後の別送品輸出申告番号等を付記して、別送品輸出許可内容変更申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該申請控情報に表示されている別送担当部門に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、<u>積込港及び船名に係る変更であって、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、添付書類等の提出を省略できるものとする。</u><u>この場合において、通関業者等は「別送品輸出許可内容変更申請控情報」に表示されている別送品輸出申告番号等を当該添付書類等に付記することとする。</u></p>
<p><u>第 15 節 輸出申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</u></p>	
<p><u>(輸出申告等時の添付書類等の提出)</u></p>	
<p><u>15-1 輸出申告（この章第 1 節 1-1 に規定する輸出申告をいう。）、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告、積戻し申告並びに別送品輸出申告（以下この項、次項及びこの節 15-3 において「輸出申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項、次項及びこの節 15-3 において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸出申告控を提出することを求めないものとする。</u></p> <p><u>(1) 審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸出申告等に係る添付書類等及び簡易審査扱い（区分 1）となった輸出申告等のうちこの章第 1 節 1-4 (2) イからハマまでに掲げるものに係る添付書類等について電磁的記録により提出することを認めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 「申告添付登録」業務を利用して添付書類等の種類に応じた区分により提出することを求めるものとし、原則として一の輸出申告等に係る添付書類等の全てを電磁的記録により提出することができる場合にのみ認めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 電磁的記録により提出する添付書類等の解像度は 200dpi 以上とし、原則として白黒での提出を認めるものとする。なお、提出された添付書類等が不鮮明であり記載内容を正確に確認できない場合など税関の審査・検査に支障があると認められる場合には、再度提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 添付書類等を電磁的記録により提出した後、添付書類等の追加及び削除（以下この節において「訂正等」という。）を行う場合には、通関業者等から通関担当部門に対し訂正等についての申出を行った後、「申告添付訂正」業務により訂正等を行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 添付書類等の訂正等により「申告添付登録」業務を行うことが可能な容量を超えた場合等で、書面により提出するときは、「申告添付訂正」業務によ</u></p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>り添付書類等の提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての添付書類等を書面により通関担当部門に提出することを求めるものとする。なお、航空貨物について審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸出申告等に係る添付書類等を書面により提出する場合は、輸出申告控を提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 次に掲げる輸出申告等であって原本を書面により提出又は提示する必要があるものについては、輸出の許可の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該原本に輸出申告番号等を付記して提出又は提示することを求めるものとする。ただし、輸出の許可の前に当該原本を書面により確認する必要があると認められる場合には、当該原本を書面により提出又は提示することを求め、書面により確認した上で輸出の許可を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物で、税関に許可書等特定の書類の提出を必要とされている輸出申告等</u></p> <p><u>なお、他法令において非該当又は特例扱い等とされている貨物で、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために特定の書類の提出を必要とされている輸出申告等を含むものとする。</u></p> <p><u>ロ 定率法等の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告等の際に特定の書類の提出を必要とされている貨物に係る輸出申告等</u></p> <p><u>ハ 内国消費税等（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受ける貨物に係る輸出申告等</u></p> <p><u>(輸出申告等の訂正時の添付書類等の提出)</u></p> <p><u>15-2 通関業者等が、輸出申告等の後、当該輸出申告等に係る輸出の許可までの間に申告内容の訂正をする場合において、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、前項(2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の輸出申告控を提出することを求めないものとする。</u></p> <p><u>(輸出等許可内容変更申請時の添付書類等の提出)</u></p> <p><u>15-3 当初の輸出申告等において申告添付登録業務を利用して許可を受けた場合であって、通関業者等が、輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合において、システムを利用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1 (1)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合においては、輸出許可内容変更申請の日から 3 日以内又は船積情報登録若しくは搭載完了登録が行われるまでのいずれか早いとき（期</u></p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）までに、当該添付書類等に併せて「輸出許可内容変更申請控」を提出することを求めるものとする。また、「申告添付訂正」業務を行うことが可能な容量を超えることとなった場合は、「輸出許可内容申請変更控」及び添付書類等を書面により提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>（本船・ふ中扱い承認申請時の資料等の提出）</u></p> <p><u>15-4 本船・ふ中扱い承認申請を行う者（以下この項及び次項において「申請者」という。）がシステムを使用して積付け図等の資料等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (1)から(5)までの規定に準じて取り扱うものとする。なお、この場合において、「本船・ふ中扱い承認申請控情報」を提出することを求めないものとする。</u></p> <p><u>（本船・ふ中扱い承認申請の変更時の資料等の提出）</u></p> <p><u>15-5 本船・ふ中扱い承認申請の後、申請者が承認までの間に申請内容を変更する場合又は承認後において承認内容の変更を行う場合に、システムを使用して積付け図等の資料等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1 (2)から(5)までの規定に準じて取り扱うものとする。なお、この場合において、「本船・ふ中扱い承認申請変更控情報」又は「本船・ふ中扱い承認内容変更控情報」を提出することを求めないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸入申告</p> <p>（輸入申告事項の登録）</p> <p>1-1 輸入申告（特例申告貨物（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第 58 条の 2 に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達 67-4-6 に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 6 節まで及びこの章第 15 節において「輸入申告」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸入申告</p> <p>（輸入申告事項の登録）</p> <p>1-1 輸入申告（特例申告貨物（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第 58 条の 2 に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達 67-4-6 に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 6 節までにおいて「輸入申告」と総称する。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</p> <p>1-3 システムにおいては、前項の輸入申告が行われた場合において、当該輸入申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、専用口座振替方式若しくはリアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認（以下この節において「輸入許可」という。）となり、通関業者等に「輸入許可等通知情報」（海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-506号、別紙様式M-553号及び別紙様式M-554号、航空貨物（この節1-1の規定により「AWB番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）に係る輸入申告にあっては別紙様式M-507号、別紙様式M-553号及び別紙様式M-554号）が配信される。ただし、口座残高不足の場合、担保残高不足の場合、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって当該証明の確認がシステムにより行われていない場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長が適用されない場合には、輸入許可の通知は行われず、システムを通じて「口座不足通知情報」、「担保不足通知情報」、「他法令未済等確認情報」、「納付書情報（直納）」又は「納付番号通知情報」がそれぞれ通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告等控情報」（海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-500号、別紙様式M-508号、別紙様式M-517号、別紙様式M-522号、別紙様式M-526号、別紙様式M-530号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号、航空貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-501号、別紙様式M-502号、別紙様式M-509号、別紙様式M-518号、別紙様式M-523号、別紙様式M-527号、別紙様式M-531号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号）が配信される。</p> <p>この場合における関税等の納付方法等については、この章第11節11-3による。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</p> <p>1-3 (同左)</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、専用口座振替方式若しくはリアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認（以下この節において「輸入許可」と総称する。）となり、通関業者等に「輸入許可等通知情報」（海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-506号、別紙様式M-553号及び別紙様式M-554号、航空貨物（この節1-1の規定により「AWB番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）に係る輸入申告にあっては別紙様式M-507号、別紙様式M-553号及び別紙様式M-554号）が配信される。ただし、口座残高不足の場合、担保残高不足の場合、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって当該証明の確認がシステムにより行われていない場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長が適用されない場合には、輸入許可の通知は行われず、システムを通じて「口座不足通知情報」、「担保不足通知情報」、「他法令未済等確認情報」、「納付書情報（直納）」又は「納付番号通知情報」がそれぞれ通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告等控情報」（海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-500号、別紙様式M-508号、別紙様式M-517号、別紙様式M-522号、別紙様式M-526号、別紙様式M-530号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号、航空貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-501号、別紙様式M-502号、別紙様式M-509号、別紙様式M-518号、別紙様式M-523号、別紙様式M-527号、別紙様式M-531号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号）が配信される。</p> <p>この場合における関税等の納付方法等については、この章第11節11-3による。</p> <p>(2) (同左)</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入申告時の関係書類の提出)</p> <p>1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告の場合 原則として輸入申告控及び添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して提出することを求めるものとする。<u>この場合、次のイからトまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）とし、次に掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</u></p> <p>イ～チ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(検査等の指定)</p> <p>1-5 通関担当部門又はこの節1-2の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分3）となった輸入申告について現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査（大型X線検査装置による検査を含む。）又は見本検査（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいい、貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。）を含む。以下この項において同じ。）のいずれかに指定するものとする。検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「検査指定票（申告書用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-404号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-405号）及び「検査指定票（運搬・倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-406号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-407号）として出力し、当該指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-408号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-409号）として出力し、利用することができ</p>	<p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1-4 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告の場合 原則として輸入申告控及び添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとし、<u>この場合、次に掲げる輸入申告については、税関が提出を求めた場合に提出期限を指定し、提出させるものとする。</u></p> <p>イ～チ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(検査等の指定)</p> <p>1-5 通関担当部門又はこの節1-2の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分3）となった輸入申告について現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査（大型X線検査装置による検査を含む。）又は見本検査（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいう。以下この項において同じ。）<u>（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。）を含む。以下この項及びこの節1-7において同じ。）</u>のいずれかに指定するものとする。検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「検査指定票（申告書用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-404号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-405号）及び「検査指定票（運搬・倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-406号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-407号）として出力し、当該指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-408号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 航空少額関税無税貨物の輸入申告</p> <p>(航空少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)</p> <p>2-2 前項の規定により航空少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物について、輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、この入力に当たっては、前節 1-1 の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 予備審査制による申告・申請</p> <p>(輸入申告等)</p> <p>7-9 他法令に係る許可又は承認の証明を要する貨物について、システムにおいて当該許可書等を取得したことが確認された場合には、予備申告等の際に入力した「申告条件コード」に応じて、次のとおり輸入申告等を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 申告条件コードとして「U」を入力した場合</p> <p>イ 予備申告等の結果、簡易審査扱い(区分1)となった場合であって、外国貿易船の「到着確認登録」業務又は外国貿易機の「AWB情報登録(輸入)」業務(以下この項において「到着確認登録業務等」という。)が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。</p> <p>ロ 予備申告等の結果、書類審査扱い(区分2)となった場合であって、到着確認登録業務等が行われるまでの間に審査終了がなされたときに、当該到着確認登録業務等が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。</p> <p>ハ 予備申告等の結果、書類審査扱い(区分2)となった場合であって、到着確認登録業務等が行われ、当該貨物が保税地域に搬入される前までの間に審査終了がなされたときに、搬入確認登録業務等が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。ただし、当該貨物が保税地域に搬入される前であっても、申告条件コード「H」を入力することにより、輸入申告等を行うことができる。</p> <p>ニ 上記イからハにおいて、混載の航空貨物については、「AWB情報登録(輸入)」業務及び「HAWB情報登録(輸入)」業務の両方が行われることとなり、当該業務のいずれか遅い方の業務を契機として、自動的に輸入</p>	<p>409号)として出力し、利用することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 航空少額関税無税貨物の輸入申告</p> <p>(航空少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)</p> <p>2-2 前項の規定により航空少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物について、輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、この入力に当たっては、前節 1-1 の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 予備審査制による申告・申請</p> <p>(輸入申告等)</p> <p>7-9 (同左)</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 申告条件コードとして「U」を入力した場合</p> <p>イ 予備申告等の結果、簡易審査扱いとなった場合であって、外国貿易船の「到着確認登録」業務又は外国貿易機の「AWB情報登録(輸入)」業務(以下この項において「到着確認登録業務等」という。)が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。</p> <p>ロ 予備申告等の結果、書類審査扱いとなった場合であって、到着確認登録業務等が行われるまでの間に審査終了がなされたときに、当該到着確認登録業務等が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。</p> <p>ハ 予備申告等の結果、書類審査扱いとなった場合であって、到着確認登録業務等が行われ、当該貨物が保税地域に搬入される前までの間に審査終了がなされたときに、搬入確認登録業務等が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。ただし、当該貨物が保税地域に搬入される前であっても、申告条件コード「H」を入力することにより、輸入申告等を行うことができる。</p> <p>ニ 上記イ～ハにおいて、混載の航空貨物については、「AWB情報登録(輸入)」業務及び「HAWB情報登録(輸入)」業務の両方が行われることとなり、当該業務のいずれか遅い方の業務を契機として、自動的に輸入</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申告等を行う。 (4)及び(5) (省略)</p> <p>第 14 節 仕入書に代わる書類及び包装明細書の提出</p> <p>(インボイス・パッキングリスト情報の登録)</p> <p>14-1 輸入申告（輸入（引取）申告及び予備申告等を含む。）、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請又は展示等申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、仕入書に代わる書類又は包装明細書をシステムに登録して当該申告又は申請において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録が行われた仕入書に代わる書類又は包装明細書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録情報に係る書類を確認する必要があると認める場合には、当該関係書類を<u>書面又は電磁的記録により提出</u>することを求めた上で輸入申告における審査・検査を行うこととする。</p> <p>第 15 節 <u>輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</u></p> <p>(輸入申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-1 <u>輸入申告又は輸入（引取）申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告控を提出することを求めないものとする。</u></p> <p><u>(1) 審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸入申告等に係る添付書類等及び簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告等のうちこの章第 1 節 1-4 (2)イからトまでに掲げるものに係る添付書類等について電磁的記録により提出することを認めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 「申告添付登録」業務を利用して添付書類等の種類に応じた区分により提出することを求めるものとし、原則として一の輸入申告等に係る添付書類等の全てを電磁的記録により提出することができる場合にのみ認めるものとする。</u></p>	<p>申告等を行う。 (4)及び(5) (同左)</p> <p>第 14 節 仕入書に代わる書類及び包装明細書の提出</p> <p>(インボイス・パッキングリスト情報の登録)</p> <p>14-1 輸入申告（輸入（引取）申告及び予備申告等を含む。）、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請又は展示等申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、仕入書に代わる書類又は包装明細書をシステムに登録して当該申告又は申請において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録が行われた仕入書に代わる書類又は包装明細書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録情報に係る書類を確認する必要があると認める場合には、当該関係書類の<u>提出</u>を求めた上で輸入申告における審査・検査を行うこととする。</p> <p><u>また、仕入書は荷送人が荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類であるため、輸入者が所有する仕入書（書面）については当該業務によることなく書面により提出することを求めることとする。</u></p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(3) <u>電磁的記録による提出する書類の解像度は 200dpi 以上とし、原則として白黒のファイルでの提出を認めるものとする。なお、提出された添付書類等が不鮮明であり記載内容を正確に確認できない場合など税関の審査・検査に支障があると認められる場合には、再度提出することを求めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>添付書類等を電磁的記録により提出した後、添付書類等の追加及び削除（以下この節において「訂正等」という。）を行う場合には、通関業者等から通関担当部門に対し訂正等についての申出を行った後、「申告添付訂正」業務により訂正等を行うことを求めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>添付書類等の訂正等により「申告添付登録」業務を行うことが可能な容量を超えた場合等で、書面により提出するときは、「申告添付訂正」業務により添付書類等の提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての添付書類等を書面により通関担当部門に提出することを求めるものとする。なお、航空貨物について、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸入申告等に係る添付書類等を書面により提出する場合は、輸入申告控を提出することを求めるものとする。</u></p> <p>(6) <u>次に掲げる輸入申告等であって原本を書面により提出又は提示する必要があるものについては、輸入の許可の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該原本に輸入申告番号等を付記して提出又は提示することを求めるものとする。ただし、輸入申告等の審査終了の前に当該原本を書面により確認する必要があると認められる場合には、当該原本の書面による提出又は提示を求め、書面により確認した上で審査終了の登録を行うこととする。</u></p> <p><u>イ 法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物で、税関に許可書等特定の書類の提出を必要とされている輸入申告等</u></p> <p><u>なお、他法令において非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために特定の書類の提出を必要とされている輸入申告等を含むものとする。</u></p> <p><u>ロ 定率法又は暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸入申告等（特例申告貨物に係る輸入申告を除く。）の際に特定の書類の提出を必要とされている輸入申告等</u></p> <p><u>ハ E P A 税率又は特惠税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告等（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障がある</u></p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>と認められる場合に限る。)</p> <p>ニ <u>協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告等（関税法基本通達 68-3-7 の方法により関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限る。ただし、当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合にはその提出を要せず、特例委託輸入者に係る特例申告貨物である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合</u>に限り、その提出を要するものとする。)</p> <p>ホ <u>内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要する輸入申告等（特例申告貨物の輸入申告にあつては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。)</u></p> <p>ハ <u>定率法第 9 条の 2 及び暫定法第 8 条の 6 に規定する関税割当制度を適用する際に、特定の書類の提出を必要とされている輸入申告等</u></p> <p><u>(7) 会計検査院用として提出が必要なこの章第 1 節 1-4 (1) ロ (イ) で定める区分の輸入申告等について添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、輸入の許可の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、別途、会計検査院用の輸入申告控及び添付書類等を書面により提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>(輸入申告等の訂正時の添付書類等の提出)</u></p> <p><u>15-2 通関業者等が、輸入申告等の後、当該輸入申告等に係る輸入の許可までの間に申告内容の訂正をする場合に、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、前項(2)から(7)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の輸入申告控を提出することを求めないものとする。</u></p> <p><u>(特例申告時の添付書類等の提出)</u></p> <p><u>15-3 特例申告を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (2) から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、会計検査院用として提出が必要な書類については、この章第 4 節 4-6 (1)イ及び(2)の規定により書面により提出することを求めるものとする。</u></p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(蔵入等承認申請等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-4 蔵入等承認申請等を行う者及びその代理人である通関業者（この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (1) から (6) までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「輸入申告等控」（蔵入承認申請控、移入承認申請控、総保入承認申請控又は展示等申告控）を提出することを求めないものとする。</p> <p>(蔵入等承認申請等の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-5 通関業者等が、当該申請等の後、当該申請等の承認までの間に申請内容を訂正する場合にシステムを利用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1 (2) から (6) までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「輸入申告等変更控」（蔵入承認申請変更控、移入承認申請変更控、総保入承認申請変更控又は展示等申告変更控）を提出することを求めないものとする。</p> <p>(予備申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-6 予備申告等を行う者及びその代理人である通関業者（この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (1) から (5) までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「予備申告控」を提出することを求めないものとする。</p> <p>(予備申告等の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-7 通関業者等が、予備申告等の登録後、当該予備申告等に係る輸入申告等までの間に当該予備申告等の内容を訂正する場合に、システムを利用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1 (2) から (5) までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の「予備申告控」を提出することを求めないものとする。</p> <p>(本船・ふ中扱い承認申請時の資料等の提出)</p> <p>15-8 本船・ふ中扱い承認申請を行う者がシステムを使用して積付け図等の資料等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (1) から (5) までの規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、「本船・ふ中扱い承認申請控情報」を提出することを求めないものとする。</p> <p>(本船・ふ中扱い承認申請の変更時の資料等の提出)</p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>15-9 本船・ふ中扱い承認申請の後、申請者が承認までの間に申請内容を変更する場合又は承認後において承認内容の変更を行う場合に、システムを使用して積付け図等の資料等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1 (2) から (5) までの規定に準じて取り扱うものとする。なお、この場合において、「本船・ふ中扱い承認申請変更控情報」又は「本船・ふ中扱い承認内容変更控情報」を提出することを求めないものとする。</p> <p><u>(移出（総保出）輸入申告時の添付書類等の提出)</u></p> <p>15-10 製造済外国貨物の移出（総保出）輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者（この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (2) から (6) までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」を提出することを求めないものとする。ただし、会計検査院用として提出が必要な書類については、この章第 13 節 13-3 の規定により書面により提出することを求めるものとする。</p> <p><u>(移出（総保出）輸入申告の訂正時の添付書類等の提出)</u></p> <p>15-11 通関業者等が製造済外国貨物の移出（総保出）輸入申告の後、当該輸入申告に係る輸入の許可までの間に申告内容の訂正をする場合に、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1 (2) から (6) までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「石油製品等移出輸入申告変更控」又は「石油製品等総保出輸入申告変更控」を提出することを求めないものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第 16 節 指定地外貨物検査の許可の申請</p> <p>(指定地外貨物検査許可申請)</p> <p>16-1 輸入申告、輸入（引取）申告及び移出（総保出）輸入申告（これらをシステムを使用しないで行う申告を含む。）並びに予備申告等を行った貨物についての税関検査（旅具通関に係るものを除く。）を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者又はその代理人である通関業者が、システムを使用して指定地外貨物検査許可申請を行う場合には、第 4 章第 13 節の規定に準じて行うものとする。なお、この場合において第 4 章第 13 節 13-1 中「輸出申告」とあるのは「輸入申告」と、「特定輸出申告」とあるのは「特例輸入申告」と、「特定委託輸出申告」とあるのは、「特例委託輸入申告」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 指定地外貨物検査の許可の申請</p> <p>(指定地外貨物検査許可申請)</p> <p>15-1 輸入申告、輸入（引取）申告及び移出（総保出）輸入申告（これらをシステムを使用しないで行う申告を含む。）並びに予備申告等を行った貨物についての税関検査（旅具通関に係るものを除く。）を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者又はその代理人である通関業者が、システムを使用して指定地外貨物検査許可申請を行う場合には、第 4 章第 13 節の規定に準じて行うものとする。なお、この場合において第 4 章第 13 節 13-1 中「輸出申告」とあるのは「輸入申告」と、「特定輸出申告」とあるのは「特例輸入申告」と、「特定委託輸出申告」とあるのは、「特例委託輸入申告」と読み替えるものとする。</p>